

第78回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

日 時

平成30年 3 月28日（水曜日）午前10時

開催場所

大阪市中央区城見二丁目 1 番61号 ツイン21MIDタワー20階 第 8 ・ 第 9 会議室

会場が昨年と異なります。末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、
お間違いのないようにご注意ください。

決議事項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

第 2 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6 名選任の件

第 3 号議案 監査等委員である取締役 4 名選任の件

第 4 号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度及び株価連動型報酬制度導入の件

議決権行使期限

平成30年 3 月27日（火曜日）午後 5 時30分まで



クリヤマホールディングス株式会社
KURIYAMA HOLDINGS CORPORATION

証券コード：3355

目 次

第78回定時株主総会招集ご通知	1
[添付書類]	
事業報告	3
連結計算書類	19
計算書類	21
監査報告書	23
株主総会参考書類	27

株主各位

大阪府中央区城見一丁目3番7号
松下IMPビル25階

グリアマホールディングス株式会社

代表取締役CEO 能勢 広宣

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年3月27日（火曜日）営業時間終了時（午後5時30分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年3月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府中央区城見二丁目1番61号
ツイン21MIDタワー20階 第8・第9会議室
当社は平成30年1月5日をもって本社を大阪市淀川区から大阪府中央区に移転しましたので、株主総会の開催場所を上記のとおり変更いたしました。ご来場の際は、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようにご注意ください。
3. 目的事項
報告事項
 - 1 第78期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第78期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役に対する業績連動型株式報酬制度及び株価連動型報酬制度導入の件 |

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 本株主総会招集ご通知の添付書類のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表、計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.kuriyama-holdings.com>）に掲載しております。
従いまして、本株主総会招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
 3. 本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.kuriyama-holdings.com>）に掲載させていただきますのでご了承ください。

事業報告

(平成29年1月1日から)
(平成29年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

■概況

当連結会計年度における世界経済は、原油価格が上昇基調にある中で、米国経済は企業業績や雇用情勢の改善が続き、個人消費も高水準で推移する等堅調さを維持しました。また、欧州経済も輸出や個人消費が増加したこと等から、緩やかに回復しました。中国経済は、各種政策効果もあり、堅調な企業業績を背景に設備投資が増加する等回復基調で推移しました。しかしながら、引き続き英国のEU離脱問題による影響や、米国の政策動向、中東・東アジアの地政学的リスクなどに不安要素もあり、先行きは依然として不透明な状況となりました。

また日本経済は、企業収益の改善と世界経済の回復を背景に、市場では円安・株高傾向となり、雇用・所得環境の改善が続く等緩やかな回復基調で推移しました。

このような状況のもと、当社グループの連結売上高は489億42百万円（前期比9.2%増）、営業利益は20億4百万円（前期比0.8%増）、経常利益は23億54百万円（前期比3.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は25億43百万円（前期比62.3%増）となりました。

■事業別（事業セグメント）の概況

◆アジア事業

[産業資材事業]

電力・船舶・化学プラントの関連商品の販売・施工、農業機械・建設機械・自動車等の量産機械に組み込まれる各種部品の販売を行っております。

当期は、建設機械・農業機械向けの排ガス規制に対応する尿素SCRセンサーおよびモジュールタンク、ならびに工業用ゴム・プラスチック製品の販売が堅調に推移しました。また、中国におきましては建設機械顧客の増産のほか、シールドマシン向けシール材の販売が好調に推移しました。

この結果、売上高は119億56百万円（前期比12.8%増）となり、営業利益は3億89百万円（前期比351.0%増）となりました。

[建設資材事業]

鉄道駅舎・商業施設等で使用される資材、道路・橋梁、港湾・土木等で使用される資材の販売・施工を行っております。

当期は、駅の改修・新築工事の増加を背景に、「エーストンシリーズ」（点字タイル等床材）の販売が増加しました。また、チェーンストア向けのストライピング工法による「スーパー・マテリアルズ」（セラミックタイル）の施工が増加しました。

この結果、売上高は75億26百万円（前期比2.6%増）となり、営業利益は2億31百万円（前期比67.7%増）となりました。

[スポーツ施設資材事業]

陸上競技場・体育館・サッカー場等のスポーツ競技施設で使用する資材の販売・施工を行っております。

当期は、「スーパーX」（全天候型舗装材）の販売が低調でしたが、「タラフレックス」（弾性スポーツ床材）が体育館における競技時の安全性やメンテナンス等の観点から、教育施設をはじめとした体育館の改修工事の受注を牽引しました。

この結果、売上高は21億20百万円（前期比1.4%増）となり、営業利益は2億93百万円（前期比32.2%減）となりました。

[ホテル事業]

平成29年5月12日付でホテル事業を営むクリヤマコンサルト株式会社の全株式をグループ外の会社に譲渡しました。売上高、営業利益はみなし売却日の6月30日までの数値となっております。

この結果、売上高は3億54百万円となり、営業利益は1億20百万円となりました。

[その他事業]

スポーツアパレルブランド「MONTURA」の販売、ダスコン関連商品の販売等を行っております。

当期は、スポーツアパレル用品販売におきまして、「MONTURA」ブランドの販売強化を図るため、直営店4店舗をオープンしたほか、Web販売の強化やSNSによる広告・宣伝活動などを実施しました。しかし、これらに伴うマーケティング費用などが発生しました。

この結果、売上高は6億80百万円（前期比7.8%増）となり、営業損失は1億21百万円（前期は30百万円の営業損失）となりました。

◆北米事業

ゴム製・樹脂製・メタル製の各種ホース（産業用、農業用、飲料用等）の製造から販売まで北米グループ11社で一貫して行っており、各社の技術力を結集し、商品開発に取り組んでおります。

当期は、原油価格の上昇や原油の生産性向上を背景に、シェール・オイル&ガス市場向けホース販売が回復基調で推移しました。また堅調な北米経済を背景に、飲料用ホースや産業用高圧ホース等の販売が堅調に推移しました。

この結果、現地通貨ベースでの売上高は対前期比10.3%増となりました。さらに、為替の円安も影響し、売上高は220億36百万円（前期比12.9%増）となり、営業利益は20億95百万円（前期比41.2%増）となりました。

◆欧州事業

ゴム製レイフラットホース・産業用ホース・消防用ホースおよびノズルの製造から販売までを欧州グループ4社で行っております。

当期は、中東の石油業界向けホース販売が減少しましたが、北米のシェール・オイル&ガス市場や南米の消防関連市場向け販売は堅調に推移しました。

この結果、売上高は42億69百万円（前期比10.3%増）となりました。しかしながら、第2四半期連結会計期間に発生した品質管理基準の改定による商品廃棄損の影響から、営業損失は1億39百万円（前期は2億79百万円の営業利益）となりました。

（事業別売上高の概況）

期 別 事 業	前連結会計年度 （平成28年1月1日から 平成28年12月31日まで）	当連結会計年度 （平成29年1月1日から 平成29年12月31日まで）	前期比増減 （%）
	金額（百万円）	金額（百万円）	
アジア事業	21,439	22,637	5.6
産業資材事業	10,596	11,956	12.8
建設資材事業	7,337	7,526	2.6
スポーツ施設資材事業	2,091	2,120	1.4
ホテル事業	783	354	—
その他事業	631	680	7.8
北米事業	19,518	22,036	12.9
欧州事業	3,871	4,269	10.3
合 計	44,829	48,942	9.2

- （注） 1. 当連結会計年度から、報告セグメントを、アジア事業として産業資材事業、建設資材事業、スポーツ施設資材事業、ホテル事業及びその他事業を記載し、北米事業及び欧州事業を含めた7区分に変更しております。
2. 当連結会計年度の平成29年5月12日にクリヤマコンサルト株式会社の全株式をグループ外の会社に譲渡しました。従いまして、ホテル事業の売上高はみなし売却日の6月30日までの数値を記載しております。
3. 当連結会計年度から中国事業（中国における建設・土木・農業機械用部材等の販売）をその他事業から産業資材事業に変更して記載しております。これに伴い、前連結会計年度の産業資材事業、その他事業の数値を組み替えて記載しております。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は23億30百万円であります。その主なものは、北米グループ会社における建屋拡張と国内の産業資材事業における製造設備増強です。

（3）資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

平成29年5月12日付で、ホテル事業を行なっておりましたクリヤマコンサルト株式会社の全株式を株式会社キャムコに譲渡いたしました。

(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

今後の世界経済は、米国や欧州経済を中心として回復が続くことが予測されますが、英国のEU離脱問題による影響や、米国の政策動向への不安、中東・東アジア情勢の緊迫化等先行きは依然として不透明な状況が続くものと見込まれます。日本経済は企業収益や雇用・所得環境の改善が続く中で、景気は緩やかに回復していくことが予測されます。

このような中、当社グループにおきましては、下記の課題に取り組んでまいります。

北米事業・欧州事業におきましては、北米における産業用ホース業界でトップシェアを誇る北米事業と、平成27年5月に新たにグループに加わったゴム製レイフラットホースを扱う欧州事業とのシナジー効果を存分に活かし、製販一体によるグループネットワークと豊富なホース製品群（産業、農業、採掘、飲料、消防等）による北米・欧州・南米市場への販売を一層推進し、マーケットシェアの拡大を図ってまいります。また、今後はアジアや豪州、アフリカやロシア等へも販路を伸ばし、ホースメーカーとして世界市場での販売を加速させてまいります。

アジア事業におきましては、中国やASEAN地域におけるマーケット開拓を今後の成長戦略の重要課題と位置付け、メーカー機能を兼ね備えた商社への変貌を確実なものとするため、品質管理を中心に厳格な事業展開を行ない、良質な品質と迅速な顧客対応能力によりクリヤマブランドを一層強化してまいります。

産業資材事業では、平成27年8月に買収した株式会社サンエーの高度な技術力と、当社の建設機械、農業機械業界への営業力を活かし、建設機械・農業機械向けに排出ガス規制に対応する尿素SCRモジュールタンク等の拡販に注力します。さらに、株式会社サンエーにおきましては、欧州乗用車向け小型化新製品の本格的量産に注力するとともに、次世代新製品の研究・開発に注力してまいります。建設資材事業におきましては引き続き、商業施設や鉄道施設等向けに当社オリジナルブランド商品の拡販に努め、積極的な受注活動を展開してまいります。また、スポーツ施設資材事業におきましては、2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピック、2021年関西ワールドマスタースゲームズの「ゴールデン・スポーツイヤーズ」に向け、「モンドターフ」「スーパーX」「タラフレックス」の主要三商品を軸に新設及び改修物件の受注確保に努めます。その他事業におきましては、イタリアのスポーツアパレルブランド「MONTURA」の国内での認知度向上と販売強化を図ってまいり所存です。

このように当社グループは、販売の拡大に注力するとともに、これまでに当社グループが培ってきた経験・実績・信頼等の無形の財産を「KURIYAMA VALUE」と表現し、グループ一丸となってブランド価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第75期 (平成26年1月1日から 平成26年12月31日まで)	第76期 (平成27年1月1日から 平成27年12月31日まで)	第77期 (平成28年1月1日から 平成28年12月31日まで)	第78期 (当連結会計年度) (平成29年1月1日から 平成29年12月31日まで)
売 上 高 (百万円)	40,047	45,642	44,829	48,942
経 常 利 益 (百万円)	2,724	3,443	2,286	2,354
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,754	2,449	1,566	2,543
1株当たり当期純利益	163円35銭	228円07銭	145円89銭	253円75銭
総 資 産 (百万円)	34,268	42,438	41,472	44,731
純 資 産 (百万円)	18,510	19,602	20,095	20,674
1株当たり純資産	1,719円52銭	1,820円98銭	1,866円74銭	2,117円69銭

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。

(8) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ク リ ヤ マ 株 式 会 社	3億1,000万円	100%	ゴム・合成樹脂製品を主体にした産業用、建設用、スポーツ施設用資材の製造・販売・施工
Kuriyama of America, Inc.	16,700千米ドル	100%	樹脂ホース・ゴムホース・メタルホース等の販売
Kuriyama Canada, Inc.	11,000千CANドル	(100%) 60%	樹脂ホースの製造
Kuriyama Europe Cooperatief U.A.	1,700万ユーロ	(100%) 87.5%	欧州グループのゴム製レイフラットホースを製造販売する事業会社の統括

- (注) 1. 上記4社の子会社を中核事業会社と位置づけ、重要な子会社としております。
2. ()内の数値は、間接保有分も含めた議決権比率を記載しております。

- ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況
特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(9) 主要な事業内容（平成29年12月31日現在）

当社グループは、純粋持株会社でありますクリヤマホールディングス株式会社（当社）と事業を行なう傘下の子会社、孫会社、関連会社合せて28社の合計29社で構成されております。

区 分		事 業 の 内 容
ア ジ ア 事 業	産 業 資 材 事 業	（量産機械用資材） 国内および中国における建設・土木・農業機械用部材、ゴム樹脂成形品の販売 （プラント用資材） 国内およびアジア地域におけるインフラ（電力・船舶・化学プラント）向け設備資材の販売・施工
	建 設 資 材 事 業	道路・橋梁・港湾・土木用のゴム・樹脂部材の販売・施工、建築・街づくり景観用資材・人造石床材・視覚障がい者用安全設備・蓄光式避難誘導製品等の販売・施工
	ス ポ ー ツ 施 設 資 材 事 業	スポーツ関連施設資材の販売・施工
	そ の 他 事 業	スポーツアパレルブランド「MONTURA」の販売
		技術研究・商品開発
		ダスコン関連商品の販売、不動産管理等
北 米 事 業	北米地域を中心にしたゴムホース・樹脂ホース等の製造販売	
欧 州 事 業	欧州、北米、南米におけるゴム製レイフラットホース、産業用ホース、消防用ホースおよびノズルの製造、販売	

- （注） 1. アジア事業として、産業資材事業、建設資材事業、スポーツ施設資材事業、その他事業を記載しております。
2. ホテル事業は、クリヤマコンサルト株式会社の全株式を平成29年5月12日にグループ外の会社へ譲渡しましたので、年度末においては事業を行っておりません。

(10) 主要な営業所および工場（平成29年12月31日現在）

名 称	所 在 地
当 社	本社（大阪市淀川区）
ク リ ヤ マ 株 式 会 社	本社（大阪市淀川区）
	東京支社（東京都千代田区）
	名古屋支店（名古屋市）、明石支店（明石市）、九州支店（福岡市）
	仙台営業所（仙台市）、横浜営業所（横浜市）、広島営業所（広島市）、松山営業所（松山市）、長崎営業所（長崎市）
Kuriyama of America, Inc.	本社（米国イリノイ州）
	Santa Fe Springs支店（米国カリフォルニア州）、Houston支店（米国テキサス州）
Kuriyama Canada, Inc.	本社（カナダ国オンタリオ州）
Kuriyama Europe Cooperatief U.A.	本社（オランダ国アムステルダム市）

（注）当社およびクリヤマ株式会社は平成30年1月5日付で本社を大阪市中央区に移転しました。

(11) 従業員の状況（平成29年12月31日現在）

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
1,056名（78名）	58名増（8名減）

（注）従業員数は就業人員であり、契約社員を含め、パートタイマーは（ ）内に外数で記載しております。

(12) 主要な借入先の状況（平成29年12月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	3,143 百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,144
株 式 会 社 も み じ 銀 行	1,910
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,473
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	424

2. 会社の株式に関する事項（平成29年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 36,800,000株
- (2) 発行済株式総数 9,748,122株（自己株式1,401,978株を除く）
- (3) 株主数 2,310名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
栗山博司	846千株	8.6%
N O K 株 式 会 社	547	5.6
K B L E P B S . A . 1 0 7 7 0 4	446	4.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	436	4.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	291	2.9
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	245	2.5
ク リ ヤ マ ホ ー ル デ ィ ン グ ス 従 業 員 持 株 会	218	2.2
株 式 会 社 オ ー ハ シ テ ク ニ カ	200	2.0
ク リ エ イ ト 合 同 会 社	200	2.0
タ イ ガ ー ス ポ リ マ ー 株 式 会 社	193	1.9

- （注）1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 当社は自己株式1,401,978株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
3. 持株比率は小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成29年12月31日現在）

（1）取締役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役CEO	芦 田 敏 之	クリヤマ株式会社 代表取締役会長
取 締 役	レスター・クラスカ Lester Kraska	Kuriyama of America, Inc. 取締役社長
取 締 役	能 勢 広 宣	クリヤマ株式会社 代表取締役社長兼営業本部長 上海栗山貿易有限公司董事長
取 締 役	西 田 昌 弘	
取 締 役	トーマス・ハニョック Thomas Hanyok	Técnicas e Ingeniería de Protección, S.A.U. 取締役社長 Kuriyama Europe Cooperatief U.A. 取締役社長
取 締 役	二 見 毅	経営企画部長
取 締 役	元 木 雄 三	管理部長
取 締 役 (監査等委員)(常勤)	宮 地 久 人	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	泉 本 哲 彌	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	松 本 邦 雄	松本邦雄税理士事務所 代表 株式会社ワールド 社外取締役（監査等委員）
取 締 役 (監 査 等 委 員)	七 山 聖 學	明貨トラック株式会社 顧問 四国機器株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役泉本哲彌氏、松本邦雄氏、七山聖學氏は社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化と委員会のスムーズな運営のため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 監査等委員泉本哲彌氏は、金融機関と事業会社における長年の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査等委員松本邦雄氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査等委員七山聖學氏は、建設機械製造会社の経理部門の責任者として長年の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中の役員の異動は次のとおりであります。
取締役Terry Jackson氏は平成29年3月28日開催の第77回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
5. 取締役能勢広宣氏は、平成30年1月1日付で当社代表取締役CEOに選定され就任いたしました。代表取締役CEO芦田敏之氏は、平成30年1月1日付で取締役になりました。
6. 監査等委員松本邦雄氏は、平成30年1月11日付で株式会社ワールドの社外取締役（監査等委員）を辞任により退任しました。
7. 当社は泉本哲彌氏および松本邦雄氏ならびに七山聖學氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は非業務執行取締役泉本哲彌氏、松本邦雄氏、七山聖學氏と会社法第423条第1項の規定による賠償責任を限定する契約を締結しております。本契約に基づく賠償の限度額は、会社法第425条第1項で規定される最低責任限度額を限度としております。

(3) 取締役の報酬等の総額

役員区分	会社区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
			基本報酬	賞与	
取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	当社	57	33	23	8
	クリヤマ(株)	79	62	17	5
	KOA	21	17	4	1
	TIPSA	24	21	3	1
	KCI	3	3	-	1
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	当社	16	15	1	1
社外取締役	当社	9	9	0.7	3

- (注) 1. 当社の取締役(監査等委員である者を除く)の報酬限度額は、平成28年3月24日開催の第76回定時株主総会において年額180,000千円以内(ただし使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない)と決議いただいております。
2. 当社の取締役(監査等委員)の報酬限度額は、平成28年3月24日開催の第76回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
3. 上記表中のKOAは、Kuriyama of America, Inc.を示します。
4. 上記表中のTIPSAは、Técnicas e Ingeniería de Protección, S.A.U.を示します。
5. 上記表中のKCIは、Kuriyama Canada, Inc.を示します。
6. 上記表中のクリヤマ(株)、KOA、TIPSA、KCIは当社役員が兼務している子会社からの報酬額を示します。
7. 当社の役員ごとの報酬額の総額等
連結報酬等の総額が1億円以上である者は存在しません。
8. 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法
役員の報酬等の額は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、役職、業績等を勘案し決定しております。取締役(監査等委員である者を除く)の報酬については取締役会、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員である取締役の協議において、それぞれ報酬額を決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼職先法人等名
取締役 (監査等委員)	松 本 邦 雄	松本邦雄税理士事務所 代表 株式会社ワールド 社外取締役（監査等委員） 当社と上記２法人等との間には特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	七 山 聖 學	明貨トラック株式会社 顧問 四国機器株式会社 監査役 当社と上記２法人との間には特別の関係はありません。

(注) 松本邦雄氏は、株式会社ワールド 社外取締役（監査等委員）を平成30年１月11日付で辞任により退任しました。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況	発言状況
取締役 (監査等委員)	泉 本 哲 彌	取締役会 (開催８回出席８回) 監査等委員会 (開催15回出席15回)	金融機関や事業会社における知見と経験から、適宜質問し、必要に応じて意見の表明を行っております。
取締役 (監査等委員)	松 本 邦 雄	取締役会 (開催８回出席８回) 監査等委員会 (開催15回出席14回)	税理士としての知見と経験から、適宜質問し、必要に応じて意見の表明を行っております。
取締役 (監査等委員)	七 山 聖 學	取締役会 (開催８回出席８回) 監査等委員会 (開催15回出席15回)	事業会社における知見と経験から、適宜質問し、必要に応じて意見の表明を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

(イ) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	33,000千円
(ロ) 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	34,000千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における監査の職務状況、報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行なっております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

3. 当社の重要な子会社であるKuriyama of America, Inc. およびKuriyama Canada, Inc. ならびに孫会社の上海栗山貿易有限公司およびTécnicas e Ingeniería de Protección, S.A.U. は当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行状況等を総合的に判断し、職務の遂行に支障があると認められる場合、又は監査の適正性をより高める為に会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しない事に関する議案の内容を決定します。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、現在の整備状況を踏まえて平成30年2月14日開催の取締役会にて改訂いたしました。基本方針の概要は下記のとおりとなっております。今後も経営環境の変化等に対応するため、毎年、適宜見直しを実施し、実効性のある内部統制体制の整備および運営に努めてまいります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、社は・経営理念により、取締役・使用人が法令を遵守するとともに社会の構成員として企業人・社会人に求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することを求めている。さらに、当社は、クリヤマグループ企業行動規範に基づき、社会規範・倫理そして法令を厳守し公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図る方針を徹底する。
- ② 当社の取締役は、この実践を通してクリヤマグループにおける企業倫理の遵守および浸透を率先垂範して行い、コンプライアンス教育・啓発の中核となる。
- ③ コンプライアンスを総括的に管理する管理部担当取締役として、「コンプライアンス規程」に基づきグループ全体を含めたコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。また、法令遵守上疑義のある行為等を使用人が直接通報を行う手段「コンプライアンス・ホットライン」を設置するとともに、通報者に不利益が及ばない体制をグループ内に整備する。
- ④ 監査等委員会および内部監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令および定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ⑤ 当社は、反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体とは断固として対決するものとし、一切の関係を遮断する。
- ⑥ 当社は、財務計算に関する書類の適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の構築、評価および報告に関して適切な運営を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保する体制を整備し運用する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 文書（電磁的記録を含む。以下同じ）、その他の重要な情報を総括的に管理する管理部担当取締役を配置し、「文書管理規程」等の関連諸規程に基づき、文書の記録から保存に至る体制の充実を図る。
- ② 監査等委員会は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 代表取締役ＣＥＯを議長とするグループ経営会議を設け、企業活動の持続的な発展を脅かす経営上のリスクの洗い出しと分析を行う。
- ② グループ経営会議では、当社および各事業会社に規則・規程・ガイドライン・マニュアルの整備状況を確認し、当社および各事業会社におけるリスク管理体制を確認する。
- ③ 上記の他グループ経営会議では、地震、洪水等の災害によるリスク、不適正な業務執行により企業活動に重大な支障を生じるリスク、基幹ＩＴシステムが正常に機能しないことによるリスクの生じる原因となる事象が発生した場合においても、事業の継続を確保するための体制の整備を当社および各事業会社に確保させる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社および各事業会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定期的に開催する。また、必要に応じて臨時に開催する。
- ② 当社および各事業会社の経営企画担当取締役は取締役の職務の効率性に関しての総括責任者として、中期経営計画および年次経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務の執行が効率的に行われるよう監督する。
- ③ 当社および各事業会社の経営企画担当取締役は、経営計画に基づく当社および各事業会社が実施すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定し、その業務の遂行状況を、取締役会および部門長会議において定期的に報告し、施策および効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。

(5) 当該株式会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、クリヤマグループの業務の円滑な運営、ならびにクリヤマグループによる当社業務の発展への寄与を図ることを目的とした「グループ管理規程」を定め、事業会社に関する重要情報を適切に当社に伝達せしめ、必要な場合は、当社により適切な意思決定および行動が速やかに行われる体制を構築する。
- ② クリヤマグループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
- ③ グループ各社が適切な内部統制システムの構築を行うよう指導する体制を整備する。
- ④ 内部監査室は、クリヤマグループの内部監査を実施し、クリヤマグループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。内部監査の年次計画、実施状況およびその結果は、その重要度に応じ取締役会等の所定の機関に報告する。

- ⑤ 監査等委員会が、クリヤマグループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人および内部監査室との緊密な連携等の確な体制を構築する。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性および監査等委員会のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、内部監査室員を監査等委員会を補助すべき使用人として指名することができる。
- ② 監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令は受けないものとする。
- (7) 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ① 当社および各事業会社の代表取締役および業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議への監査等委員または各事業会社の監査役の出席を求めるとともに、随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- ② 当社および各事業会社の代表取締役および業務執行を担当する取締役は、業績の低下につながる事象、製造物責任の重大な被害の発生等会社の信用を棄損する事項について、発見次第速やかに監査等委員会または各事業会社の監査役に対し報告を行うとともに、社内規程ならびに社内体制の整備を総務部門に行わせる。
- ③ 当社および各事業会社の取締役および使用人は、監査等委員会または各事業会社の監査役が各社事業の報告を求めた場合、または当社の監査等委員会がクリヤマグループの業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
- (8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員の過半数は独立社外取締役とし、対外透明性を担保する。
- ② 監査等委員会は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、公認会計士、コンサルタント、その他の外部アドバイザーを活用する。
- ③ 当社は監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用または債務を監査等委員の請求に基づき支弁する。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役および使用人は、行事等でクリヤマグループ企業行動規範を唱和し、社会規範・倫理、法令を遵守することを心がけている。

各事業会社においても営業会議を開催し、中期および年次経営計画に基づく各部門の目標について、職務の執行が効率的に行われているかを確認し、監督している。

代表取締役CEOを議長とするグループ経営会議を年1回以上開催（当期は1回開催）し、当社および各事業子会社における経営上のリスクについて洗い出しと分析を行うとともに、対応策について議論を行っている。

取締役会を定期的に開催し、監査等委員が取締役や使用人の職務の執行が法令および定款に適合していること、および取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確認している。

(注) 本事業報告の数値表示について

金額および株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	27,238,424	流 動 負 債	16,870,886
現金及び預金	6,131,137	支払手形及び買掛金	6,496,633
受取手形及び売掛金	8,083,402	電子記録債務	1,165,007
電子記録債権	871,314	短期借入金	3,605,660
商品及び製品	9,346,728	1年内返済予定の長期借入金	2,320,706
仕掛品	358,317	未払法人税等	856,380
原材料及び貯蔵品	1,439,224	役員賞与引当金	81,132
繰延税金資産	369,597	その他	2,345,364
その他	675,445	固 定 負 債	7,186,895
貸倒引当金	△36,743	長期借入金	4,923,826
固 定 資 産	17,493,365	繰延税金負債	984,680
有形固定資産	8,963,716	役員退職慰労引当金	339,933
建物及び構築物	3,678,048	退職給付に係る負債	769,959
機械装置及び運搬具	2,308,058	資産除去債務	20,635
土地	1,576,735	その他	147,860
建設仮勘定	1,050,048	負 債 合 計	24,057,782
その他	350,824	(純資産の部)	
無形固定資産	2,240,991	株 主 資 本	19,273,403
顧客関係資産	747,443	資 本 金	783,716
のれん	402,271	資本剰余金	839,940
その他	1,091,275	利益剰余金	19,563,443
投資その他の資産	6,288,657	自己株式	△1,913,697
投資有価証券	4,903,160	その他の包括利益累計額	1,370,052
出資	483,232	その他有価証券評価差額金	774,424
差入保証金	305,636	為替換算調整勘定	663,794
長期貸付金	54,101	退職給付に係る調整累計額	△68,167
繰延税金資産	227,845	非支配株主持分	30,551
その他	490,643		
貸倒引当金	△175,961		
資 産 合 計	44,731,789	純 資 産 合 計	20,674,007
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	44,731,789

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年 1 月 1 日から)
(平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目					金 額	
売 上 高						48,942,930
売 上 原 価						35,977,855
売 上 総 利 益						12,965,074
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費						10,960,883
営 業 利 益						2,004,190
営 業 外 収 益						
受 取 利 息 及 び 配 当 金				57,837		
受 取 家 賃				34,789		
持 分 法 に よ る 投 資 利 益				286,881		
受 取 技 術 料				304,351		
そ の 他 営 業 外 収 益				23,183		707,042
営 業 外 費 用						
支 払 利 息				94,805		
為 替 差 損				221,095		
そ の 他 営 業 外 費 用				41,300		357,201
経 常 利 益						2,354,031
特 別 利 益						
固 定 資 産 売 却 益				9,979		
投 資 有 価 証 券 売 却 益				86,183		
関 係 会 社 株 式 売 却 益				1,797,567		1,893,730
特 別 損 失						
固 定 資 産 除 却 損				9,563		
固 定 資 産 売 却 損				32,717		
減 損 損 失				78,017		
出 資 金 評 価 損				117,718		
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損				1,870		239,887
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益						4,007,875
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税				1,673,093		
法 人 税 等 調 整 額				△211,755		1,461,337
当 期 純 利 益						2,546,537
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益						3,090
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益						2,543,446

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,524,976	流 動 負 債	5,958,342
現 金 及 び 預 金	871,325	関 係 会 社 短 期 借 入 金	5,100,000
売 掛 金	2,718	未 払 金	263,941
前 払 費 用	6,641	未 払 費 用	8,487
関 係 会 社 未 収 入 金	633,637	未 払 法 人 税 等	519,172
未 収 消 費 税	4,123	前 受 金	11,662
繰 延 税 金 資 産	3,870	役 員 賞 与 引 当 金	50,000
そ の 他	2,659	そ の 他	5,078
固 定 資 産	8,953,809	固 定 負 債	12,977
有 形 固 定 資 産	1,241,269	長 期 未 払 金	9,757
建 物	509,867	そ の 他	3,220
構 築 物	9,964	負 債 合 計	5,971,320
工 具 、 器 具 及 び 備 品	6,468	(純 資 産 の 部)	
土 地	714,968	株 主 資 本	3,789,334
無 形 固 定 資 産	80,273	資 本 金	783,716
特 許 権	85	資 本 剰 余 金	841,621
借 地 権	77,098	資 本 準 備 金	737,400
ソ フ ト ウ ェ ア	167	そ の 他 資 本 剰 余 金	104,220
そ の 他	2,923	利 益 剰 余 金	4,077,693
投 資 其 他 の 資 産	7,632,266	利 益 準 備 金	115,000
投 資 有 価 証 券	1,503,404	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,962,693
関 係 会 社 株 式	4,079,201	配 当 準 備 金	15,000
関 係 会 社 出 資 金	1,937,048	別 途 積 立 金	860,000
繰 延 税 金 資 産	38,560	繰 越 利 益 剰 余 金	3,087,693
差 入 保 証 金	72,637	自 己 株 式	△1,913,697
そ の 他	1,415	評 価 ・ 換 算 差 額 等	718,131
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	718,131
資 産 合 計	10,478,786	純 資 産 合 計	4,507,466
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	10,478,786

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成29年 1 月 1 日から)
(平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目						金 額	
営	業	収	益				
経	営	指	導	料		263,157	
不	動	産	賃	貸	収	143,790	
商	標	権	等	使	用	40,119	
関	係	会	社	受	取	685,594	1,132,662
		配	当	金			
営	業	費	用				420,762
営	業	利	益				711,899
営	業	外	収	益			
受	取	利	息	及	び	29,385	
為		替	差	益		1,000	
そ	の	他	営	業	外	969	31,354
営	業	外	費	用			
支	払	利	息			42,887	
そ	の	他				408	43,296
経	常	利	益				699,957
特	別	利	益				
投	資	有	価	証	券	86,183	86,183
		売	却	益			
特	別	損	失				
固	定	資	産	売	却	32,717	
固	定	資	産	除	却	271	
減	損	損	失			72,813	105,802
税	引	前	当	期	純	利	益
							680,338
法	人	税	、	住	民	税	及
法	人	税	等	調	整	額	
						53,808	
						△7,122	46,686
当	期	純	利	益			633,652

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年2月16日

クリヤマホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 増 田 豊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松 浦 大 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、クリヤマホールディングス株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クリヤマホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年2月16日

クリヤマホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 増 田 豊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松 浦 大 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クリヤマホールディングス株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた、監査の方針及び職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年 2月20日

クリヤマホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 宮 地 久 人 ⑩

監 査 等 委 員 泉 本 哲 彌 ⑩

監 査 等 委 員 松 本 邦 雄 ⑩

監 査 等 委 員 七 山 聖 學 ⑩

(注) 監査等委員 泉本哲彌、監査等委員 松本邦雄、監査等委員 七山聖學は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、長期的かつ安定的株主づくりが経営の最重要課題の一つとして認識し、経営体質強化と今後の事業展開のために内部留保を勘案しつつ、株主の皆様へ利益配当を継続的に実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績を勘案いたしまして、前期に比べて1株につき3円増配の36円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき36円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、350,932,392円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年3月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが意見はございませんでした。

取締役候補者（監査等委員である取締役を除く）は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社および当社グループにおける地位および担当	新任/再任
1	の せ ひろのぶ 能勢 広宣	当社代表取締役CEO クリヤマ株式会社代表取締役社長 上海栗山貿易有限公司董事長	再任
2	レ ス タ ー ・ ク ラ ス カ Lester Kraska	当社取締役 Kuriyama of America, Inc. 取締役社長	再任
3	ト ー マ ス ・ ハ ニ ョ ッ ク Thomas Hanyok	当社取締役 Técnicas e Ingeniería de Protección, S.A.U. 取締役社長 Kuriyama Europe Cooperatief U.A. 取締役社長	再任
4	こ ぬ き しげひこ 小貫 成彦	クリヤマ株式会社取締役営業本部長兼工務・技術部長	新任
5	ふ た み たけし 二見 毅	当社取締役経営企画部長 クリヤマ株式会社取締役経営企画部長	再任
6	おおむら のぶひこ 大村 暢彦	愛楽（佛山）建材貿易有限公司董事長・総経理	新任

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	のせひろのぶ 能勢 広宣 (昭和37年 9 月 16 日)	昭和61年 4 月 当社入社 平成17年 4 月 当社商品開発本部副本部長 平成20年 1 月 当社商品開発部長 平成20年 4 月 当社執行役員商品開発部長 平成21年12月 当社執行役員東京支社長兼商品開発部長 平成23年 3 月 当社取締役東京支社長兼商品開発部長 平成24年 1 月 当社取締役東京支社長 平成24年10月 クリヤマ株式会社取締役東京支社長 平成25年 3 月 クリヤマ株式会社取締役営業本部副本部長兼東京支社長 平成26年 1 月 クリヤマ株式会社取締役営業本部長 平成27年 3 月 当社取締役 平成28年 3 月 クリヤマ株式会社常務取締役営業本部長 上海栗山貿易有限公司董事長〔現任〕 平成29年 3 月 クリヤマ株式会社代表取締役社長〔現任〕 平成30年 1 月 当社代表取締役CEO〔現任〕 (重要な兼職の状況) クリヤマ株式会社代表取締役社長 上海栗山貿易有限公司董事長 取締役候補者とした理由 上記の経歴を有し、クリヤマ株式会社の代表取締役社長として、産業資材事業、建設資材事業等当社グループの事業全般に豊富な知見と経験を有しております。また、平成30年 1 月 1 日より当社代表取締役CEOに就任し、当社グループの経営全般を担っておりますので、取締役候補者いたしました。	21,428株 (428株)

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	レスター・クラスカ Lester Kraska (昭和29年9月12日)	昭和59年10月 Kuriyama Canada, Inc. 入社 平成8年1月 Kuriyama of America, Inc. 取締役 平成11年3月 Kuriyama of America, Inc. 取締役副社長 平成20年7月 Kuriyama of America, Inc. 取締役社長〔現任〕 平成26年3月 当社取締役〔現任〕 (重要な兼職の状況) Kuriyama of America, Inc. 取締役社長 取締役候補者とした理由 上記の経歴を有し、Kuriyama of America, Inc. 取締役社長として北米事業、販売会社の経営を担っております。北米事業を中心に当社グループの取締役として豊富な知見と経験を有しており、当社グループの業務執行に必要な人材でありますので、取締役候補者といいました。	3,000株 (一株)
3	トーマス・ハニョック Thomas Hanyok (昭和29年1月15日)	平成11年7月 Hose Technology, Inc. (現Kuri Tec Manufacturing, Inc.) 入社 平成13年3月 Hose Technology, Inc. (現Kuri Tec Manufacturing, Inc.) 取締役 平成17年3月 Kuriyama of America, Inc. 取締役 平成18年10月 Piranha Hose Products, Inc. 取締役社長 平成27年5月 Técnicas e Ingeniería de Protección, S.A.U. 取締役社長〔現任〕 平成28年3月 当社取締役〔現任〕 平成29年5月 Kuriyama Europe Cooperatief U.A. 取締役社長〔現任〕 (重要な兼職の状況) Técnicas e Ingeniería de Protección, S.A.U. 取締役社長 Kuriyama Europe Cooperatief U.A. 取締役社長 取締役候補者とした理由 上記の経歴を有し、Técnicas e Ingeniería de Protección, S.A.U. 取締役社長及びKuriyama Europe Cooperatief U.A. 取締役社長として、欧州事業会社の経営を担っております。北米事業や欧州事業を中心に豊富な知見と経験を有しており、当社グループの業務執行に必要な人材でありますので、取締役候補者といいました。	2,000株 (一株)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	新任候補者 こぬき しげひこ 小貫 成彦 (昭和41年1月15日)	平成3年4月 当社入社 平成25年1月 クリヤマ株式会社建設資材営業部長 平成26年1月 クリヤマ株式会社建設資材営業部長兼スポーツ・フロア事業部副部長 平成27年4月 クリヤマ株式会社執行役員建設資材営業部長兼スポーツ・フロア事業部副部長 平成28年1月 クリヤマ株式会社執行役員スポーツ・建設資材営業部長兼工務・技術部長 平成29年3月 クリヤマ株式会社取締役営業本部副本部長兼スポーツ・建設資材営業部長兼工務・技術部長 平成30年1月 クリヤマ株式会社取締役営業本部長兼工務・技術部長〔現任〕	4,673株 (273株)
		取締役候補者とした理由	
		上記の経歴を有し、クリヤマ株式会社の営業本部長として建設資材事業、スポーツ施設資材事業を中心に当社グループの事業に豊富な知見と経験を有しており、当社グループの業務執行に必要な人材でありますので、取締役候補者といたしました。	
5	ふたみ たけし 二見 毅 (昭和34年7月16日)	平成22年7月 株式会社みずほ銀行より出向受入 平成22年10月 当社東京支社副支社長 平成23年3月 当社総務部長 平成24年4月 当社に転籍入社 当社執行役員総務部長 平成24年10月 当社総務グループ長 クリヤマ株式会社執行役員総務部長 平成26年4月 クリヤマ株式会社執行役員東京支社副支社長 平成28年3月 クリヤマ株式会社取締役経営企画本部長 当社取締役経営企画部長〔現任〕 平成30年1月 クリヤマ株式会社取締役経営企画部長〔現任〕	7,992株 (392株)
		取締役候補者とした理由	
		上記の経歴を有し、経営企画部長として当社グループの経営に関する豊富な知見と経験を有しており、当社グループの業務執行に必要な人材でありますので、取締役候補者といたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
6	新任候補者 おおむら のぶひこ 大村 暢彦 (昭和46年12月20日)	平成12年4月 アイコット株式会社 (現株式会社アイコットリョーワ) 入社 平成15年1月 愛和陶 (広東) 陶磁有限公司 セメント製品部長 平成16年7月 佛山市樂華陶磁有限公司 総経理 平成19年1月 愛楽 (佛山) 建材貿易有限公司 総経理 平成25年3月 株式会社アイコットリョーワ 取締役〔現任〕 平成29年3月 愛楽 (佛山) 建材貿易有限公司 董事長・総経理 〔現任〕 (重要な兼職の状況) 愛楽 (佛山) 建材貿易有限公司 董事長・総経理	9,000株 (-株)
		取締役候補者とした理由	
		上記の経歴を有し、当社グループの愛楽 (佛山) 建材貿易有限公司 董事長・総経理として経営を担っております。建設資材事業に豊富 な知見と経験を有しており、当社グループに必要な人材であります ので、取締役候補者いたしました。	

- (注) 1. 大村暢彦氏が董事長・総経理を務める愛楽 (佛山) 建材貿易有限公司とは仕入取引があります。また、同社に対し、当社100%出資子会社であるクリヤマ株式会社が40%出資しており、大村暢彦氏も38%出資しております。その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社の株式数」の欄の () 内の株式数については、役員持株会として保有する株式を内数にて表示しております。
3. 各候補者が所有する当社の株式数は、平成29年12月31日現在のものです。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、本議案について監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社および当社グループにおける地位 他の法人等における地位等	新任/再任	独立役員 社外取締役
1	みやち ひさと 宮地 久人	当社取締役（監査等委員）（常勤） クリヤマ株式会社 監査役（常勤）	再任	
2	いずもと てつや 泉本 哲彌	当社取締役（監査等委員） クリヤマ株式会社 監査役	再任	独立役員 社外取締役
3	まつもと くにお 松本 邦雄	当社取締役（監査等委員） クリヤマ株式会社 監査役 松本邦雄税理士事務所 代表	再任	独立役員 社外取締役
4	ななやま せいがく 七山 聖學	当社取締役（監査等委員） クリヤマ株式会社 監査役 明貨トラック株式会社 顧問 四国機器株式会社 監査役	再任	独立役員 社外取締役

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	みやち ひさと 宮地 久人 (昭和32年5月20日)	昭和55年4月 当社入社 平成16年1月 当社東京支社産業資材営業部長 平成16年6月 当社東京支社副支社長兼産業資材営業部長 平成17年4月 当社執行役員東京支社支社長兼産業資材営業部長 平成19年1月 当社執行役員東京支社長 平成21年12月 当社執行役員山南センター長 平成24年3月 当社取締役山南センター長兼上海栗山貿易有限公司 董事長 平成24年10月 クリヤマ株式会社取締役山南センター長兼上海栗山 貿易有限公司董事長 平成25年1月 クリヤマ株式会社取締役上海栗山貿易有限公司董事 長 平成27年3月 当社取締役 クリヤマ株式会社取締役上海栗山貿易有限公司兼 Kuriyama (Thailand) Co.,Ltd. 取締役 平成28年3月 当社取締役（常勤監査等委員）〔現任〕 クリヤマ株式会社 監査役 〔現任〕 取締役候補者とした理由 上記の経歴を有し、産業資材事業を中心に当社グループの事業に関 する知見と経験を引き続き監査業務に活かしていただくことを期待 し、監査等委員である取締役候補者といたしました。	33,562株 (262株)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	いずもと てつや 泉本 哲彌 (昭和22年7月22日)	昭和41年4月 株式会社第一銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行 平成10年1月 株式会社第一勧業銀行 (現株式会社みずほ銀行) 伊丹支店長 平成16年7月 第一地所株式会社 (現中央不動産株式会社) 入社 同社大阪支店長 平成18年3月 当社監査役 平成19年6月 中央不動産株式会社 執行役員大阪支店長 平成21年10月 中央不動産株式会社 退社 平成24年10月 クリヤマ株式会社 監査役〔現任〕 平成28年3月 当社取締役(監査等委員)〔現任〕 社外取締役候補者とした理由 上記の経歴を有し、金融機関および事業会社における幅広い知見と経験に基づく監査を引き続き行なっていただくため、監査等委員である社外取締役候補者にいたしました。	一株
3	まつもと くにお 松本 邦雄 (昭和20年9月1日)	昭和39年4月 大阪国税局入局 平成15年7月 神戸税務署長 平成16年9月 松本邦雄税理士事務所開設〔現任〕 平成18年9月 株式会社ワールド 監査役 平成19年3月 当社監査役 平成24年10月 クリヤマ株式会社 監査役〔現任〕 平成25年6月 アシックス商事株式会社 監査役 平成27年6月 株式会社ワールド 取締役(監査等委員) 平成28年3月 当社取締役(監査等委員)〔現任〕 (重要な兼職の状況) 松本邦雄税理士事務所 代表 社外取締役候補者とした理由 上記の経歴を有し、税理士の知見と経験に基づく監査を引き続き行なっていただくため、選任をお願いするものであります。なお、松本邦雄氏は直接会社の経営に関与されたことはありませんが、税理士として企業会計に精通しているため、また当社監査等委員として職務を遂行してきたことから、監査等委員である社外取締役候補者にいたしました。	452株 (152株)

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
4	ななやま せいがく 七山 聖學 (昭和25年10月4日)	昭和48年4月 キャタピラー三菱株式会社 (現キャタピラージャパン合同会社) 入社 平成20年3月 キャタピラー北海道株式会社代表取締役社長 平成22年3月 キャタピラージャパン株式会社 (現キャタピラージャパン合同会社、以下同じ) 執行役員 平成24年1月 キャタピラージャパン株式会社常務執行役員 平成25年6月 キャタピラージャパン株式会社役員退任 平成25年9月 四国機器株式会社 顧問 明貨トラック株式会社 顧問〔現任〕 平成26年7月 四国機器株式会社 監査役〔現任〕 平成28年3月 当社取締役(監査等委員)〔現任〕 クリヤマ株式会社 監査役〔現任〕 (重要な兼職の状況) 明貨トラック株式会社 顧問 四国機器株式会社 監査役 社外取締役候補者とした理由 上記の経歴を有し、建設機械製造会社等における幅広い知見と経験に基づく監査を引き続き行なっていただくため、監査等委員である社外取締役候補者にいたしました。	452株 (152株)

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者泉本哲彌氏、松本邦雄氏、七山聖學氏は社外取締役候補者であります。
3. 責任限定契約の内容の概要
 当社は平成28年3月24日付で社外取締役である監査等委員泉本哲彌氏、松本邦雄氏、七山聖學氏との間で、会社法第423条第1項に規定する賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度額としております。各氏が再任された場合、当該責任限定契約は継続されます。
4. 「所有する当社の株式数」の欄の()内の株式数については、役員持株会として保有する株式を内数にて表示しております。各候補者が所有する当社の株式数は、平成29年12月31日現在のものであります。
5. 泉本哲彌氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって2年です。
 松本邦雄氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって2年です。
 七山聖學氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって2年です。
6. 当社は社外取締役候補者である泉本哲彌氏、松本邦雄氏、七山聖學氏を独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。

(ご参考)

「社外役員の独立性に関する基準」

当社の社外取締役が独立性を有していると判断されるのは、当該社外取締役が下記のいずれの項目にも該当しない場合です。

- ① 当社グループ（当社含以下同じ）の業務執行者（※１）
- ② 当社グループ各社を主要な取引先（※２）とする者、法人にあっては業務執行者（※１）
- ③ 当社グループ各社の主要な取引先（※２）、法人にあっては業務執行者（※１）
- ④ 当社グループ各社から多額の金銭その他の財産（※３）を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家、法人等にあっては業務執行者（※１）
- ⑤ 当社の主要な株主（※４）、法人にあっては業務執行者（※１）
- ⑥ 当社グループの社外役員の当社以外の兼務先（相互就任の関係にある場合）の業務執行者（※１）
- ⑦ 当社が一定額を超える（※５）寄付または助成を行なっている者、法人にあっては業務執行者（※１）
- ⑧ 上記②～⑦に過去３年間に於いて該当していた者
- ⑨ 上記①～⑦に該当する者が重要な者（※６）である場合、その者の二親等以内の親族（配偶者含）
- ⑩ その他、上記①～⑨以外に独立性を疑わせる事項がある場合

注記事項

※１…「業務執行者」とは業務執行の取締役、その他使用人等をいう。

※２…「主要な取引先」とは、当社を主要な取引先にする者（または会社）についてはその者（または会社）の連結売上高の５％以上当社グループへの売上がある会社をいう。当社グループの主要な取引先は連結売上高の５％以上の売上がある者（または会社）をいう。

また、融資取引にあっては当社の連結総資産の２％以上を当社に融資を行なっている者（または会社）をいう。

ここでいう連結売上高、連結総資産は直近事業年度の数値による。

※３…「多額の金銭その他の財産」は年間１千万円以上の金銭価値をいう。

※４…「主要な株主」とは発行済株式（自己株式を含む）の５％以上を保有する株主をいう。

※５…「一定額」とは年間１千万円をいう。

※６…「重要な者」とは、当社、当社グループ各社、取引先等で役員、部長クラス以上の地位にある者、監査法人にあっては公認会計士、法律事務所にあっては弁護士をいう。

以上

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度及び株価連動型報酬制度導入の件

1. 提案の理由

本議案は、当社の取締役（監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者及び海外居住者を除きます。）及び当社の一部国内子会社の取締役（社外取締役及び海外居住者を除きます。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、BBT といいます。）の導入並びに当社の取締役（監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者及び日本居住者を除きます。）及び当社の一部海外子会社の取締役（邦人出向者及び法人代理人を除きます。）に対する新たな株価連動型報酬制度「ファントム・ストック（PS（＝Phantom Stock Plan））」（以下、PS といいます。）の導入について、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、対象取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、平成 28 年 3 月 24 日開催の第 76 回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額（年額 180 百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。））とは別枠として、新たな報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものです。なお、両制度の詳細につきましては、下記 2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、現時点において、両制度の対象となる当社の取締役は 7 名ですが、第 2 号議案が原案通り承認可決されますと、両制度の対象となる当社の取締役は 6 名（6 名のうち、BBT の対象となる取締役は 3 名、PS の対象となる取締役は 3 名）となります。

2. 両制度に係る報酬等の額及び参考情報

【業績連動型株式報酬制度（BBT）】

（1）BBT の概要

BBT は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象取締役に対して、当社及び当社の一部国内子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、対象取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象取締役の退任時となります。

（2）BBT の対象者

当社の取締役（監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者及び海外居住者を除きます。）、当社の一部国内子会社の取締役（社外取締役及び海外居住者を除きます。）

(3) 信託期間

平成 30 年 5 月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、平成 30 年 12 月末日で終了する事業年度から平成 34 年 12 月末日で終了する事業年度までの 5 事業年度（以下、当該 5 事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する 5 事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として BBT を導入し、対象取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（平成 30 年 5 月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として、525 百万円（うち、当社の取締役分として 350 百万円）を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、BBT が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、525 百万円（うち、当社の取締役分として 350 百万円）を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して対象取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象取締役に對する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、525 百万円を上限とします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、150,000 株を上限として取得するものとします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 対象取締役に給付される当社株式等の数の算定方法

対象取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。対象取締役に付与される 1 事業年度当たりのポイント数の合計は、30,000 ポイント（うち、当社の取締役分として 20,000 ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、対象取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、対象取締役が付与されるポイントは、下記（７）の当社株式等の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（７）の当社株式等の給付に当たり基準となる対象取締役のポイント数は、原則として、退任時までには当該対象取締役に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（７）当社株式等の給付

対象取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該対象取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（６）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

（８）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

（９）配当の取扱い

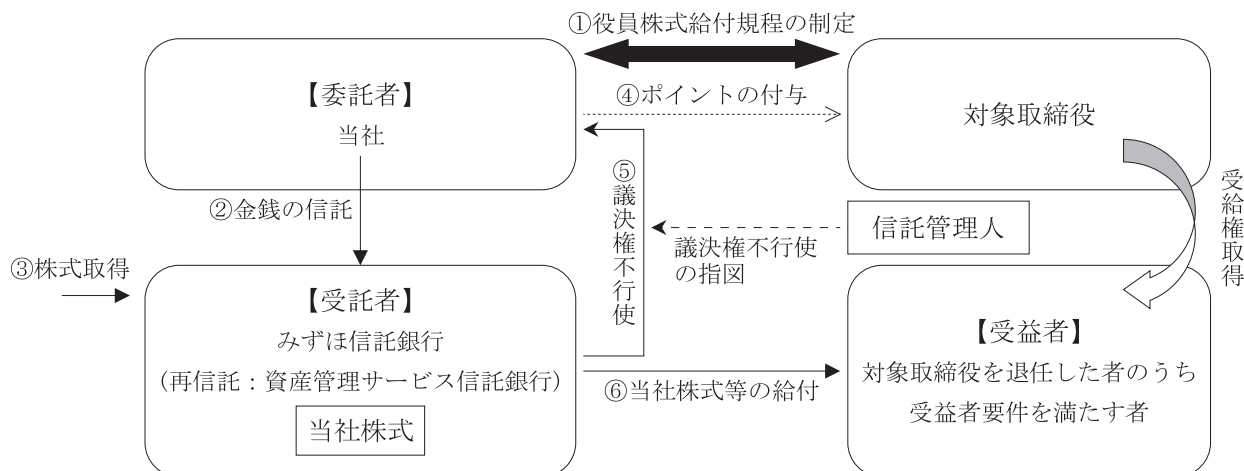
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する対象取締役に對して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

（１０）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（９）により対象取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

＜ご参考：本制度の仕組み＞



- ① 当社及び当社の一部国内子会社は、株主総会にて承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社及び当社の一部国内子会社は、「役員株式給付規程」に基づき対象取締役にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、対象取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象取締役が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

【株価連動型報酬制度（PS）】

（１）PS の概要

PS は、当社及び一部の海外子会社の役員に対して行う当社の中長期の業績目標の達成度に応じた株式価値に連動したインセンティブ報酬制度です。対象となる役員に業績達成度に応じたポイントを付与し、退任時等に累積ポイントから換算した付与仮想当社普通株式数に退任時の株価を乗じた金銭を給付します。

(2) PS の対象者

当社の取締役（監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者及び日本居住者を除きます。）及び海外子会社 3 社（Kuriyama of America, Inc.、Kuriyama Canada, Inc. 及び Técnicas e Ingeniería de Protección, S.A.U. ）の取締役（邦人出向者及び法人代理人を除きます。）

(3) ポイントの付与及び算定方法

本株主総会で、PS の導入をご承認いただくことを条件として、毎年 3 月末日（初回は平成 31 年 3 月末日）または退任日に前事業年度における役務の対価としてポイントを付与します。なお、ポイントは、次の算式により算出されるものとします。

（算式）

当社取締役会において定めるファントムストック規程に基づき当社 CEO が役位等を勘案し毎年決定する基準ポイント $\times$ ポイント付与日の前事業年度における業績に応じて内規に従い決定する業績評価係数

ただし、年間のポイントの付与の上限を 47,000 ポイント（うち、当社の取締役分として 10,000 ポイント）とします。また、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数等について合理的な調整を行います。

(4) 給付額

受給予定者は役員退任日に金銭で給付を受ける権利を取得し、累積保有ポイント及び当社株式の株価に連動した報酬を受け取ります。累積保有ポイントは、1 ポイント当たり付与仮想当社普通株式 1 株に換算されます。給付額は付与仮想当社普通株式数に退任日時点における当社株式の株価を乗じた金額となります（辞任の場合は一部減額される可能性があります）。

(5) PS を相当と判断する理由

PS は、対象者の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象者が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としたものであり、また、算定方法等については、現行の役員報酬の支給水準、対象取締役の員数の動向と今後の見込み、業績連動型株式報酬制度（BBT）の対象者と PS の対象者に対する報酬の均衡等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

(6) その他

PS に関するその他の詳細は、当社の定める内規等において定めるものとします。

以 上

MEMO

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市中央区城見二丁目 1 番61号

ツイン21MIDタワー20階 第8・第9会議室

会場が昨年と異なります。下記の案内図をご参照いただき、ご来場ください。



(注) ツイン21には、MIDタワーとOBPパナソニックタワーがありますので、お間違えないようご注意願います。

- ・ JR大阪環状線「京橋駅」西口より徒歩5分
- ・ JR大阪環状線「大阪城公園駅」より徒歩7分
- ・ 地下鉄長堀鶴見緑地線「大阪ビジネスパーク駅」④番出口より徒歩3分
- ・ 京阪「京橋駅」片町口より徒歩5分

総会当日のお問合せ電話番号

06-6910-7013 (当社の電話番号です。株主総会会場の電話番号ではございませんので、ご注意ください。)